



I 全日制高校について

		A.外国人生徒	B.中国・サハラ以南の帰国生徒	C.海外帰国生徒
1.2022年度中について、当該項目の生徒の在籍の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択		有	把握せず	有
2-1.2023年度の一般入試において、当該項目の生徒の受けられる入試特別措置の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質受けられる、等)の場合は「2-1の備考」に明記		○	△	○
2-1の名称		海外帰国者・外国人等の入学者の選抜に関する特別の措置	海外帰国者・外国人等の入学者の選抜に関する特別の措置	海外帰国者・外国人等の入学者の選抜に関する特別の措置
2-1の備考 2-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記			外国人生徒及び海外帰国生徒と同様の志願資格で受検可能。	
2-2.滞日年数制限		原則として、帰国後2年以上以内の者で、その帰国時からさかのぼり、外国における在学期間が継続して2年以上の者とする。ただし、外国における在学期間が長期にわたる者については帰国後3年以内、外国人等については入国後3年以内の場合は、その事情によっては、高等学校長の判断によって志願資格を認定することができる。	原則として、帰国後2年以内の者で、その帰国時からさかのぼり、外国における在学期間が継続して2年以上の者とする。ただし、外国における在学期間が長期にわたる者については帰国後3年以内、外国人等については入国後3年以内の場合は、その事情によっては、高等学校長の判断によって志願資格を認定することができる。	原則として、帰国後2年以内の者で、その帰国時からさかのぼり、外国における在学期間が継続して2年以上の者とする。ただし、外国における在学期間が長期にわたる者については帰国後3年以内、外国人等については入国後3年以内の場合は、その事情によっては、高等学校長の判断によって志願資格を認定することができる。
2-3.措置の内容		A海外特別選抜:面接を行う。加えて、高等学校長の判断により、学校独自検査及び作文を行うことができる。 B海外特別措置:国語、数学、英語の学力検査のほか、作文および面接を実施する。 外国人等の志願者が、学校独自検査問題及び学力検査問題等の漢字にふりがなを付す配慮(ルビ振りの配慮)を希望する場合には、入学志願者が在籍する中学校長等は、事前に高校教育課に連絡して協議した上、別に示す必要な書類を志願先高等学校長に提出するものとする。なお、日本に出身中学校がない外国人等の志願者については、高校教育課に直接連絡して協議するものとする。	A海外特別選抜:面接を行う。加えて、高等学校長の判断により、学校独自検査及び作文を行うことができる。 B海外特別措置:国語、数学、英語の学力検査のほか、作文および面接を実施する。 外国人等の志願者が、学校独自検査問題及び学力検査問題等の漢字にふりがなを付す配慮(ルビ振りの配慮)を希望する場合には、入学志願者が在籍する中学校長等は、事前に高校教育課に連絡して協議した上、別に示す必要な書類を志願先高等学校長に提出するものとする。なお、日本に出身中学校がない外国人等の志願者については、高校教育課に直接連絡して協議するものとする。	A海外特別選抜:面接を行う。加えて、高等学校長の判断により、学校独自検査及び作文を行うことができる。 B海外特別措置:国語、数学、英語の学力検査のほか、作文および面接を実施する。
2-4.2022年度の入試において、当該の措置で、日本語指導が必要な生徒が受検(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択		有	把握せず	無
3-1.2023年度の入試において、当該項目の生徒を対象とした特別入学枠の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質対象となる、等)の場合は「3-1の備考」に明記		×	×	×
3-1の名称				
3-1の備考 3-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記				
3-2.滞日年数制限				
3-3.入学枠のある学校数/全学校数				
3-4.学校名				
3-5.定員 ※該当する方のみ記入	①定員内(枠内)			
	②定員外(枠外)			
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで合格を認めているか (定員数内で不合格を出さない内規等があるか) ※○×から1つ選択				
3-7.試験内容				
3-8.2022年度の入試において、当該の枠で、日本語指導が必要な生徒が受検(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択				
その他補足事項 ※措置や枠がある地域については、2022年度の入試別の受験者数・合格者数、その他事項などを記入		A海外特別選抜(総数) ・受験者数:30人 ・合格者数:20人 B海外特別措置 ・受験者数:一般選抜の受験者数に含める。 ・合格者数:一般選抜の合格者数に含める。	A海外特別選抜(総数) ・受験者数:30人 ・合格者数:20人 B海外特別措置 ・受験者数:一般選抜の受験者数に含める。 ・合格者数:一般選抜の合格者数に含める。	A海外特別選抜(総数) ・受験者数:30人 ・合格者数:20人 B海外特別措置 ・受験者数:一般選抜の受験者数に含める。 ・合格者数:一般選抜の合格者数に含める。

## Ⅱ 定時制高校について

		D.外国人生徒	E.中国・サハリン帰国生徒	F.海外帰国生徒
1.2022年度中について、当該項目の生徒の在籍の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択		有	把握せず	有
2-1.2023年度の一般入試において、当該項目の生徒の受けられる入試特別措置の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質受けられる、等)の場合は「2-1の備考」に明記		○	△	○
2-1の名称		海外帰国者・外国人等の入学者の選抜に関する特別の措置	海外帰国者・外国人等の入学者の選抜に関する特別の措置	海外帰国者・外国人等の入学者の選抜に関する特別の措置
2-1の備考 2-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記			外国人生徒及び海外帰国生徒と同様の志願資格で受検可能。	
2-2.滞日年数制限		原則として、帰国後2年以内の者で、その帰国時からさかのぼり、外国における在学期間が継続して2年以上の者とする。ただし、外国における在学期間が長期にわたる者については帰国後3年以内、外国人等については入国後3年以内の場合は、その事情によっては、高等学校長の判断によって志願資格を認定することができる。	原則として、帰国後2年以内の者で、その帰国時からさかのぼり、外国における在学期間が継続して2年以上の者とする。ただし、外国における在学期間が長期にわたる者については帰国後3年以内、外国人等については入国後3年以内の場合は、その事情によっては、高等学校長の判断によって志願資格を認定することができる。	原則として、帰国後2年以内の者で、その帰国時からさかのぼり、外国における在学期間が継続して2年以上の者とする。ただし、外国における在学期間が長期にわたる者については帰国後3年以内、外国人等については入国後3年以内の場合は、その事情によっては、高等学校長の判断によって志願資格を認定することができる。
2-3.措置の内容		学力検査を行わず、面接をもってこれに代えるものとする。ただし、高等学校長の判断によって、学校独自検査及び作文を行うことができる。 外国人等の志願者が、学校独自検査問題等の漢字にふりがなを付す配慮(ルビ振りの配慮)を希望する場合には、入学志願者が在籍する中学校長等は、事前に高校教育課に連絡して協議した上、別に示す必要な書類を志願先高等学校長に提出するものとする。なお、日本に出身中学校がない外国人等の志願者については、高校教育課に直接連絡して協議するものとする。	学力検査を行わず、面接をもってこれに代えるものとする。ただし、高等学校長の判断によって、学校独自検査及び作文を行うことができる。 外国人等の志願者が、学校独自検査問題等の漢字にふりがなを付す配慮(ルビ振りの配慮)を希望する場合には、入学志願者が在籍する中学校長等は、事前に高校教育課に連絡して協議した上、別に示す必要な書類を志願先高等学校長に提出するものとする。なお、日本に出身中学校がない外国人等の志願者については、高校教育課に直接連絡して協議するものとする。	学力検査を行わず、面接をもってこれに代えるものとする。ただし、高等学校長の判断によって、学校独自検査及び作文を行うことができる。
2-4.2022年度の入試において、当該の措置で、日本語指導が必要な生徒が受検(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択		有	把握せず	無
3-1.2023年度の入試において、当該項目の生徒を対象とした特別入学枠の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質対象となる、等)の場合は「3-1の備考」に明記		×	×	×
3-1の名称				
3-1の備考 3-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記				
3-2.滞日年数制限				
3-3.入学枠のある学校数/全学校数				
3-4.学校名				
3-5.定員 ※該当する方のみ記入	①定員内(枠内)			
	②定員外(枠外)			
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで合格を認めているか (定員数内で不合格を出さない内規等があるか) ※○×から1つ選択				
3-7.試験内容				
3-8.2022年度の入試において、当該の枠で、日本語指導が必要な生徒が受検(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択				
その他補足事項 ※措置や枠がある地域については、2022年度の入試別の受験者数・合格者数、その他事項などを記入		定時制課程入学者選抜の受験者数及び合格者数に含める。	定時制課程入学者選抜の受験者数及び合格者数に含める。	定時制課程入学者選抜の受験者及び合格者数に含める。

## Ⅲ高校入学後の状況

1.日本語指導が必要な生徒に対して、入学後の日本語や教科の支援(補習等)にかかわる当該自治体の施策の有無 ※有・無から1つ選択	無	
2.有の場合、その施策の具体的な内容 ※該当する項目にチェック	<input type="checkbox"/>	A.教育課程に位置づけられた日本語授業(学校設定科目や個別対応授業など単位として認定されるもの)の実施
	<input type="checkbox"/>	B.教科学習において個別対応や習熟度別の授業を実施
	<input type="checkbox"/>	C.母語(継承語)保持のための授業の実施
	<input type="checkbox"/>	D.担当教員の加配
	<input type="checkbox"/>	E.日本語の授業などの講師や支援者の雇用
	<input type="checkbox"/>	F.母語(継承語)の支援のための講師や支援者の雇用
	<input type="checkbox"/>	G.その他外部支援者(コーディネーターなど)の雇用
	<input type="checkbox"/>	H.日本語指導が必要な生徒を対象としたキャリア教育(出口支援)
その他の施策		
上記に該当する実施校の校数等		
補足事項		
3.自治体の施策ではないが、各学校で個別に実施していることがあれば記入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校設定教科・科目「日本語」の設置。</li> <li>・学習課題にルビをつける。</li> <li>・教科担当者等が放課後等不定期に個別に学習支援する。</li> <li>・学校生活や授業における日本語の補助。</li> </ul>	
4.2022年度の入試において、海外で中学相当(学校教育における9年の課程)を修了し、来日後直接高校受検(受験)した者の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択、有りの場合はその人数も記入	把握せず	
5.2021年度中に、直接来日後による編入学生の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択、有りの場合は、その人数も記入	把握せず	

IV日本国内にある外国学校からの入学について		
	↓記入欄	備考
1-1.各種学校の認可を得た外国学校の中等部の卒業生について、高校受験(受験)者資格を認めているか否か ただし、中卒認定試験の合格を以って認めている場合は除く。 ※認めているは○印、認めていないは×印のいずれかで記入し、認めていない場合はその理由を備考に記入。検討中あるいは未決定の場合は△を記入し、備考に明記	×	中学校卒業程度認定試験に合格することをもって、中学校を卒業した者と同等以上の学力を有していると判断しているため。
1-2. 1-1で認めている場合 ※①～④からいずれかを選択 ①外国学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学選抜の受験(受験)を認めている(外国学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)		
2-1.各種学校ではないが、本国政府の認可を得た外国学校の中等部の卒業生について、高校受験(受験)者資格を認めているか否か ただし、中卒認定試験の合格を以って認めている場合は除く。 ※認めているは○印、認めていないは×印のいずれかで記入し、認めていない場合はその理由を備考に記入。検討中あるいは未決定の場合は△を記入し、備考に明記	×	中学校卒業程度認定試験に合格することをもって、中学校を卒業した者と同等以上の学力を有していると判断しているため。
2-2. 2-1で認めている場合 ※①～④からいずれかを選択 ①外国学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学選抜の受験(受験)を認めている(外国学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)		
3.上記のⅠⅡ特別措置と入学枠での滞日年数制限について、日本国内にある外国学校の在籍期間は、日本での在在期間に含むか否か ※日本での滞在期間に含むは「含む」、滞在期間に含めないは「含めない」のいずれかで記入		
4.外国学校の中等部の卒業生について、2022年度入試において受験(受験)希望があったか ※あった場合「有」を記入、備考にその人数を記入。なかった場合は「無」を記入。把握していない場合は「把握せず」	無	

## V 調査した人からのコメントや関係者の皆さんへお知らせ

※各地域を担当されている皆さんだから知っている地域情報を、皆さんの視点からご記入いただきたいです。

「他地域から皆さんが担当する地域に引越し予定をしている中2の外国人生徒とその保護者に伝えたい情報」という想定で、いずれも公開されている情報について、ご無理のない範囲で、ご記入ください。

<p>1.日本語指導が必要な生徒の状況について、支援者の立場から、高校受験(受験)や高校進学に困難なケースや高校入試及び入学後の支援に関して課題と感じていること 高校入試や高校入学後の支援に関して、教育委員会や高校に期待すること</p>	<p>1) 本県には外国籍生徒を対象とした特別措置制度があるが、高校側に入学枠を設けていないこともあり、制度に関する教員間認識や運用にバラつきを感じる。県内外国人の居住状況を考慮の上、特別枠制度の検討を望む。 2) 2023年度入試より特別措置試験におけるルビ振りが実現したことは大きな進歩と言える。一方、入国後3年以内(中学入学以降の来日)という特別措置の適用年数は現状に即していないと思われ6年程度への拡充検討を望む。 3) 入学後の支援は、各高校の配慮措置に委ねているのが現状である。これは、入学枠を設けず特別措置のみ運用することにより、要指導生徒の進学が拡散していることも要因である。2)のように入学枠を設定すると同時に、入学後の支援制度の検討が必要と思われる。</p>
<p>2.日本語指導が必要な生徒を受け入れている私立高校の情報や課題など</p>	<p>特になし</p>
<p>3.外国人生徒の高校入試などについて、近くで相談できるところ ※担当地域内の団体名やURLなどを記入ください</p>	<p>宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター(CMPS)HANDS事業 <a href="https://cmps.utsunomiya-u.ac.jp/hands/">https://cmps.utsunomiya-u.ac.jp/hands/</a></p>
<p>4.多言語による関連情報 ※担当地域の自治体やNPOなどで公開されているものがあれば、URLなどを記入ください。</p>	<p>宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター(CMPS)HANDS事業 <a href="https://cmps.utsunomiya-u.ac.jp/hands/">https://cmps.utsunomiya-u.ac.jp/hands/</a></p>
<p>5.その他 ※「こんな情報もあるよ!」ということ、メッセージや助言などがあれば、調査した人からの目線でぜひご記入ください。なお、そのままホームページには掲載致しません。</p>	<p>中学学習単語帳(6カ国語) CMPS提供 <a href="https://cmps.utsunomiya-u.ac.jp/hands/#publications">https://cmps.utsunomiya-u.ac.jp/hands/#publications</a></p>